

土木部発注工事における工事費見積りの留意事項

1. 工事費の見積りについては、「①実施設計書」「②数量集計表」「③図面」の順に、記載された事項を優先して行うこと。なお、契約後、設計図書の照査を行い、必要に応じて協議を行うこと。
2. 数量集計表に記載している受注者の任意施工に関するもの（施工方法、仮設方法）については、見積りの参考として記載しているものであり、図面、特記仕様書等で指定しているものを除き、請負契約を拘束するものではない。

令和 7年度 実施設計書 (当初)

部長 (所長)	建設企画課長	主幹 (技術)	道路課長	河川港湾課長	道路補修 担当係長	河川砂防 担当係長	河川砂防係	設計者	検算

工 事 番 号	新道維第3号他								
工 事 名	土木施設年間維持工事								
河川名、路線名等	(国) 194号 他								
工 事 箇 所	西条市 藤之石 他								
設 計 金 額	円				変更による増減額	円			
	円					円			
入札に附すべき金額	円				変更による増減額	円			
	円					円			
請 負 代 金 額	円				変更による増減額	円			
	円					円			
変更請負代金額 計 算 式	$\frac{\text{(当初請負代金額)} \times \text{(変更入札に附すべき金額)}}{\text{(当初入札に附すべき金額)}}$								

上段：前回 下段：今回

工 事 概 要	今 回		
	道路維持工事 1路線		
	河川維持工事 4河川		
	砂防維持工事 24箇所		
	冬期路面对策工事 1式		
起 工 理 由 または 変 更 理 由			
事 務 所 名	東予地方局建設部	単 価 地 区	西条（05）
単 価 使 用 年 月	令和 7年 1月	歩 掛 適 用 年 月	令和 7年 1月
基 準 適 用 年 月	令和 7年 1月	適 用 工 種	道路維持工事
調 整 区 分	単独		

設計内訳書（道路）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
道路修繕		式	1				
道路維持工事		式	1				
道路維持工事		式	1				
道路パトロール		式	1				内 1号
崩土除去		式	1				内 2号
緊急現地調査		式	1				内 3号
倒木撤去		式	1				内 4号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員B		人日	10				単 1号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				

設計内訳書（道路）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（河川）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
河川維持		式	1				
河川管理施設等維持管理		式	1				
河川管理施設等維持管理		式	1				
流木撤去（機械）		式	1				内 5号
土砂撤去（機械）		式	1				内 6号
点検・巡視		式	1				内 7号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				

設計内訳書（砂防）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
河川維持		式	1				
砂防施設等維持管理		式	1				
砂防施設等維持管理		式	1				
流木撤去（機械）		式	1				内 8号
点検・巡視		式	1				内 9号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

設計内訳書 (砂防)

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

設計内訳書（冬期路面）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
雪寒		式	1				
除雪工		式	1				
一般除雪工		式	1				
トラックショベル除雪	作業区分:1	延べ時間	1				単 2号
凍結防止工		式	1				
凍結防止剤散布（2tダンプ）	作業区分:1	延べ時間	1				単 3号
凍結防止剤散布（軽トラック）	作業区分:1	延べ時間	1				単 4号
凍結防止剤運搬		回	1				単 5号
雪道巡回工		式	1				
ライトバン(2人体制)	作業区分:1	延べ時間	1				単 6号
ライトバン(2人体制)	作業区分:4	延べ時間	1				単 7号
軽トラック(2人体制)	作業区分:1	延べ時間	1				単 8号
軽トラック(2人体制)	作業区分:4	延べ時間	1				単 9号

設計内訳書（冬期路面）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員B		人日	1				単 10号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	道路パトロール					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要			
道路パトロール (平日・昼間)		時間						単 11号	
道路パトロール (平日・深夜)		時間						単 12号	
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	崩土除去		単位	式	数量	金額	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人					
普通作業員		人					
運転手(特殊)		人					
運転手(一般)		人					
バックホ(クロー)標準		時間					単 13号
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]		時間					単 14号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	緊急現地調査					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人						
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	倒木撤去					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価				
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	運転手(特殊)		人						
	トラック[クレーン装置付]		時間					単 15号	
	処分費(t)		t	2				単 16号	
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	流木撤去（機械）					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価				
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	バックホリ運転		時間					単 18号	
	クランプトラック運転		時間					単 19号	
	処分費		t	1					
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	土砂撤去（機械）					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価				
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	バックホリ運転		時間					単 18号	
	クランプトラック運転		時間					単 19号	
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	流木撤去（機械）					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価				
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	バックホリ運転		時間					単 18号	
	クランプトラック運転		時間					単 19号	
	処分費		t	1					
	合計								

新道維第3号

数量集計表

工種	種別	細別	規格	単位	数量	適用
道路維持工事						
	道路維持工事					
		道路パトロール		式	1	
		崩土除去		式	1	
		緊急現地調査		式	1	
		倒木撤去		式	1	
	仮設工					
		交通誘導員B	平日昼間	人日	10	
	※建設機械運搬費については実績により計上する。					
	(20t未満の機械の運搬費は同種機械に要する2回目以降の運搬費を計上する。)					
			※作業区分は労務費調整係数・超過時間の指定による割増しを想定している。			

新道維第3号 数量表 道路パトロール(1式当り)					
名称	条件	単位	数量	摘要	
道路パトロール(平日昼間)	ライトバン	時間	5.0		
道路パトロール(平日深夜)	ライトバン	時間	2.0		地震発生時等

新道維第3号 数量表 崩土除去(1式当り)					
名称	条件	単位	数量	摘要	
土木一般世話役	平日昼間	人	3.500		
普通作業員	平日昼間	人	3.500		
特殊運転手	平日昼間	人	3.500		
一般運転手	平日昼間	人	3.500		
バックホウ運転	山積0.28m3	時間	28.0		燃料、機械損料(運転労務含まず)
ダンプトラック運転	4t	時間	28.0		燃料、機械損料(運転労務含まず)

新道維第3号 数量表 緊急現地調査(1式当り)

名称	条件	単位	数量	摘要	
土木一般世話役	平日昼間	人	0.750		

新道維第3号 数量表 倒木撤去(1式当り)

名称	条件	単位	数量	摘要	
土木一般世話役	平日昼間	人	1.000		
普通作業員	平日昼間	人	2.000		
特殊運転手	平日昼間	人	1.000		
トラック(クレーン装置付)運転	4t積み2.9t吊	時間	8.0		燃料、機械損料(運転労務含まず)
処分費		t	2.0		

工 種	規 格	内 訳	数 量	単 位
【河川管理施設等維持修繕】				
流木撤去（機械）				
	土木一般世話役		0.5	人
	普通作業員		0.5	人
	バックホ運転	平積0.2m3（排出ガス対策型）	4.0	時間
	ダンプトラック運搬	4t車	4.0	時間
	処分費		1.0	t
土砂撤去（機械）				
	土木一般世話役		0.5	人
	普通作業員		0.5	人
	バックホ運転	平積0.2m3（排出ガス対策型）	4.0	時間
	ダンプトラック運搬	4t車	4.0	時間

工種	規格	内訳	数量	単位
【砂防施設等維持管理】				
流木撤去（機械）				
	土木一般世話役		0.25	人
	普通作業員		0.25	人
	バックホ運転	平積0.2m3（排出ガス対策型）	4.00	時間
	ダンプトラック運搬	4t車	2.00	時間
	処分費		1.0	t
点検・巡視				
	土木一般世話役		0.25	人
	普通作業員		0.25	人
	ライトバン	排気量1.5L 乗車定員5名	2.0	時間
	ガソリン	レギュラー	5.4	L
	※建設機械運搬費については実績により計上する。			
	(20t未満の機械の運搬費は同種機械に要する2回目以降の運搬費を計上する。)			

新 冬 対 第 7 号

数 量 集 計 表

【冬期路面】

工種	種別	細別	規格	単位	数量	適用
一般除雪工						
	トラクショベル除雪	1.3~1.4m3	作業区分:1	延べ時間	1	
凍結防止工						
	凍結防止剤散布	2tダンプ	作業区分:1	延べ時間	1	
	凍結防止剤散布	軽トラック	作業区分:1	延べ時間	1	
	凍結防止剤運搬	2tダンプ, L=10km 積載量1ton		回	1	
雪道巡回工						
	ライトバン(2人体制)		作業区分:1	延べ時間	1	
	ライトバン(2人体制)		作業区分:4	延べ時間	1	
	軽トラック(2人体制)		作業区分:1	延べ時間	1	
	軽トラック(2人体制)		作業区分:4	延べ時間	1	
共通仮設費						
	安全費					
		交通誘導員B	平日昼間	人日	1	
			※作業区分は労務費調整係数・超過時間の指定による割増しを想定している。			

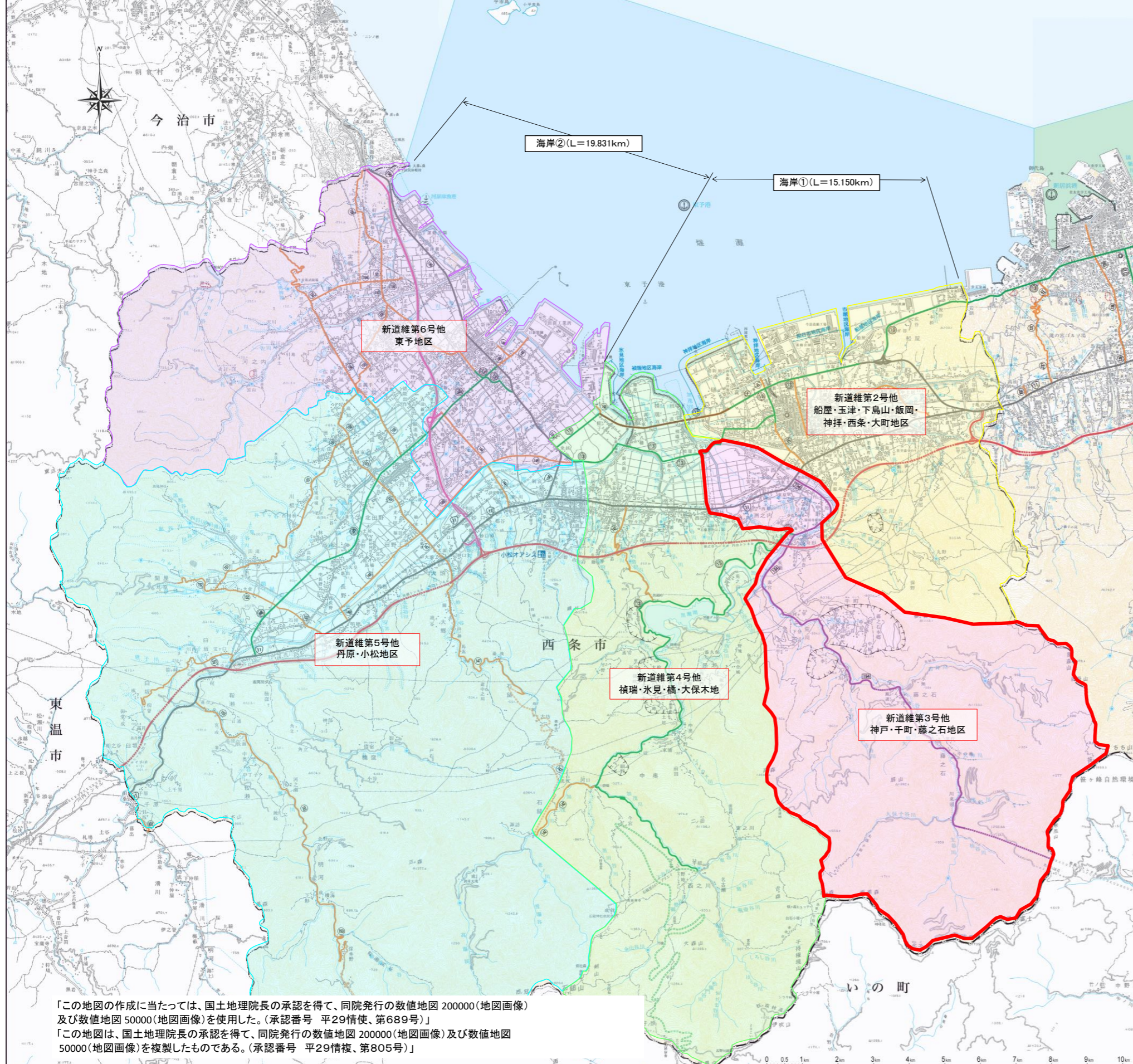
令和7年度 土木施設年間維持工事

橋梁表 (橋長10.0m以上)

橋名	延長(km)	種別	河川名	延長(km)	種別	延長(km)		
船屋・玉津・下島山・飯岡	11.454	鋼橋	湖井川	7.221	木橋			
飯岡玉津線	2.960	鋼橋	室川	5.748	木橋			
西条港線	1.735	鋼橋	界谷川	2.492	木橋			
伊予西条停車場線	1.696	鋼橋	浪谷川	2.028	木橋			
		鋼橋	金剛院谷川	1.773	木橋			
		鋼橋	市ノ川	5.409	木橋			
		鋼橋	加茂川	0.800	木橋			
小計	13.246			29.571				
神戸・千町・藤之石地区	18.198	鋼橋	加茂川	5.700	木橋			
		鋼橋	谷川	12.981	木橋			
		鋼橋	吉井川	3.061	木橋			
		鋼橋	東ノ谷川	1.939	木橋			
小計	18.198		4	23.681				
禎瑞・水見・橋・大保木地区	9.422	鋼橋	加茂川	22.142	木橋			
石籠伊予小松停車場線	6.961	鋼橋	前神寺谷川	5.828	木橋			
西条久万線	20.564	鋼橋	弘川	1.948	木橋			
壬生川港小松線	0.261	鋼橋	向猪狩川	1.739	木橋			
		鋼橋	猪狩川	6.070	木橋			
		鋼橋	東谷川	2.300	木橋			
		鋼橋	中山川	1.900	木橋			
		鋼橋	西谷川	1.726	木橋			
小計	37.208		8	43.653				
丹原・小松地区	1.350	鋼橋	中山川	16.291	木橋			
石籠丹原線	9.416	鋼橋	小松川	4.350	木橋			
壬生川丹原線	8.350	鋼橋	大日川	2.512	木橋			
今治丹原線	1.721	鋼橋	大谷川	3.339	木橋			
徳能伊予三芳停車場線	1.565	鋼橋	妙谷川	4.670	木橋			
関屋今井線	8.029	鋼橋	安井谷川	2.293	木橋			
寺尾重信線	4.967	鋼橋	徳能川	2.328	木橋			
湯谷口内線	4.430	鋼橋	西川	2.462	木橋			
落合久万線	11.465	鋼橋	内川	3.209	木橋			
丹原小松線	4.067	鋼橋	高松川	3.520	木橋			
石籠伊予小松停車場線	0.042	鋼橋	関屋川	3.995	木橋			
		鋼橋	ウツメ川	2.367	木橋			
		鋼橋	天子川	1.818	木橋			
		鋼橋	鞍瀨川	9.530	木橋			
小計	55.402		14	62.684				
東予地区	1.669	鋼橋	磨川	4.725	木橋			
丹原小松線	4.608	鋼橋	大曲川	3.644	木橋			
南川壬生川停車場線	1.869	鋼橋	ツ橋川	2.665	木橋			
壬生川丹原線	2.833	鋼橋	広江川	1.735	木橋			
壬生川新居浜野田線	1.436	鋼橋	中山川	4.900	木橋			
孫兵衛作壬生川線	6.539	鋼橋	新川	3.771	木橋			
徳能伊予三芳停車場線	4.415	鋼橋	境川	1.880	木橋			
今治丹原線	3.309	鋼橋	北川	5.267	木橋			
東予玉川線	5.212	鋼橋	小向川	3.523	木橋			
		鋼橋	スミヤ川	1.351	木橋			
		鋼橋	大明神川	8.653	木橋			
小計	31.890		11	42.094				
計	160.543		44	197.583	137	8	6	34.981

令和7年度土木施設年間維持工事(西条市)

NO	地区名	道路			河川		砂防			海岸
		路線名	備考	延長(km)	河川名	延長(km)	砂防箇所数	地すべり箇所数	急傾斜箇所数	
2号	船屋・玉津・下島山・飯岡・ 神拜・西条・大町地区	(主)壬生川新居浜野田線	新加茂川大橋まで	11.454	(二)湖井川	7.221	16	1	1	15.150
		(一)飯岡玉津線		2.960	(二)室川	5.748				
		(一)西条港線		1.735	(二)界谷川	2.492				
		(一)伊予西条停車場線		1.696	(二)浪谷川	2.028				
					(二)金剛院谷川	1.773				
					(二)市ノ川	5.409				
			(二)加茂川	0.800						
	小計			13.246		29.571				
3号	神戸・千町・藤之石地区	(国)194号		18.198	(二)加茂川	5.700	20	3	1	-
					(二)谷川	12.981				
					(二)吉井川	3.061				
					(二)東ノ谷川	1.939				
	小計			18.198	4	23.681				
4号	禎瑞・水見・橋・大保木地区	(主)壬生川新居浜野田線	新加茂川大橋手前まで	9.422	(二)加茂川	22.142	15	3	0	-
		(一)石籠伊予小松停車場線		6.961	(二)前神寺谷川	5.828				
		(主)西条久万線		20.564	(二)弘川	1.948				
		(一)壬生川港小松線		0.261	(二)向猪狩川	1.739				
					(二)猪狩川	6.070				
					(二)東谷川	2.300				
					(二)中山川	1.900				
					(二)西谷川	1.726				
	小計		37.208	8	43.653					
5号	丹原・小松地区	(一)南川壬生川停車場線		1.350	(二)中山川	16.291	69	1	1	-
		(一)石籠丹原線		9.416	(二)小松川	4.350				
		(主)壬生川丹原線		8.350	(二)大日川	2.512				
		(一)今治丹原線	高知地区信号交差点まで	1.721	(二)大谷川	3.339				
		(一)徳能伊予三芳停車場線	小島川橋手前まで	1.565	(二)妙谷川	4.670				
		(一)関屋今井線		8.029	(二)安井谷川	2.293				
		(一)寺尾重信線		4.967	(二)徳能川	2.328				
		(一)湯谷口内線		4.430	(二)西川	2.462				
		(一)落合久万線		11.465	(二)内川	3.209				
		(一)丹原小松線	旧市町界	4.067	(二)高松川	3.520				
		(一)石籠伊予小松停車場線	伊予小松駅前	0.042	(二)関屋川	3.995				
					(二)ウツメ川	2.367				
					(二)天子川	1.818				
			(二)鞍瀨川	9.530						
	小計		55.402	14	62.684					
6号	東予地区	(一)東予港三津屋線		1.669	(二)磨川	4.725	17	0	3	19.831
		(一)丹原小松線	旧市町界	4.608	(二)大曲川	3.644				
		(一)南川壬生川停車場線		1.869	(二)ツ橋川	2.665				
		(主)壬生川丹原線		2.833	(二)広江川	1.735				
		(主)壬生川新居浜野田線		1.436	(二)中山川	4.900				
		(一)孫兵衛作壬生川線		6.539	(二)新川	3.771				
		(一)徳能伊予三芳停車場線	小島川橋まで	4.415	(二)境川	1.880				
		(一)今治丹原線	高知地区信号交差点まで	3.309	(二)北川	5.267				
		(一)東予玉川線		5.212	(二)小向川	3.523				
			(二)スミヤ川	1.351						
			(二)大明神川	8.653						
	小計		31.890	11	42.094					
計			29	160.543	44	197.583	137	8	6	34.981



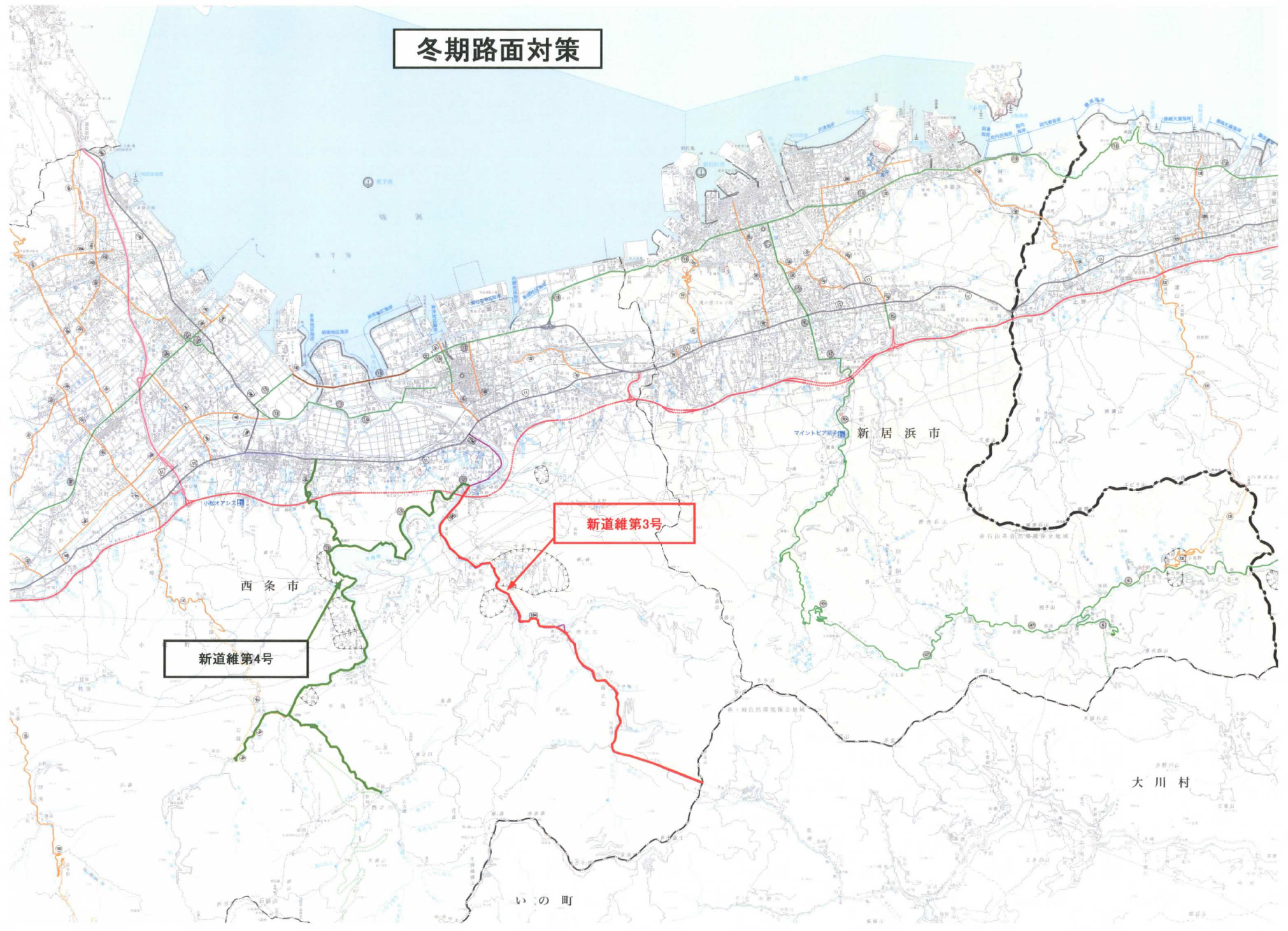
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)」
 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)」

凡例

色/線	説明
青	河川
緑	海岸線
赤	境界線
黒	市界線
黄	町界線
紫	地区界線
...	...

① 15.150km
 ② 19.831km

冬期路面对策



東予地方局建設部発注工事特記仕様書

第1条 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、愛媛県土木部発注工事特記仕様書（以下「土木部特記仕様書」という。）によらなければならない。なお、愛媛県土木部発注工事特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。

<https://www.pref.ehime.jp/page/8440.html>

第2条 本工事について、土木部特記仕様書第2条第2項に定める特記仕様書の適用は、次表のとおりとする。

特記仕様書		対象	対象外
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事	(ICT 土工)「発注者指定型」特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(ICT 土工)「受注者希望型」特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(ICT 土工・1,000m ³ 未満) 「受注者希望型」特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(ICT 舗装工)「発注者指定型」特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(ICT 舗装工)「受注者希望型」特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(ICT 舗装工・修繕工) 「受注者希望型」特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
週休2日	確保工事等の試行に関する特記仕様書 (発注者指定型)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
快適トイレ	快適トイレの設置に関する特記仕様書 (発注者指定型)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	快適トイレの設置に関する特記仕様書 (受注者希望型)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
CCUS活用モデル工事特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（受注者希望型）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
数量算出資料の省略に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
J-クレジット取得に必要な申請資料の提出に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

第3条 受注者は、建設副産物の搬出並びに建設発生土及びその他の資材の搬入にあたっては、別表1及び別表2によらなければならない。

2 受注者は、本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第9条に規定する対象建設工事の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。

第4条 前2条のほか、本工事の実施に当たっては、添付する特記仕様書によらなければならない。

別表 — 1

1. 建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。
 - (1) 土砂（流用）
該当無し
 - (2) 土砂（処分）
該当無し
2. 建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。
 - (1) コンクリート塊
該当無し
 - (2) アスファルトコンクリート塊
該当無し
 - (3) 建設発生木材
該当無し
 - (4) 建設汚泥
該当無し
 - (5) その他（ ）
該当無し

※※上記1の(2)で積算上見込んでいる場所と上記2については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

別表 — 2

- 建設発生土及びその他の資材の搬入については、次の場所から搬入すること。
- (1) 土砂
該当無し
 - (2) その他（ ）
該当無し

年間維持工事特記仕様書

(工事の目的)

第1条 受注者は、監督員その他発注者が認めた職員（以下「監督員等」という。）の指示により、設計図書に示す県管理施設の安全性を確保し、又は機能若しくは性能の維持を図るために維持管理や補修等の工事を行なうものとする。

(パトロールの実施等)

第2条 受注者は、監督員等からパトロールの指示があった場合は、安全を確認したうえで、速やかにパトロールを行い、その結果を監督員等に報告するものとする。

また、異常気象等に伴い県管理施設に異常が発生する恐れがある場合は、監督員等と協議し必要に応じパトロールを実施する。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、地震時におけるパトロールについて、安全確保を大前提として、以下のとおり実施するものとする。

西条市において、

一 震度4の地震が発生し、監督員の指示があった場合は、被災箇所の調査及びその周辺のパトロールを実施する。

二 震度5弱の地震が発生した場合は、監督員の指示によらず、道路の被災箇所の調査及びその周辺のパトロールを行い、その結果を速やかに監督員等に報告するものとする。

なお、河川（重要区間）、海岸（重要区間）及び砂防関係施設（保全対象人家50戸以上）等については、監督員の指示に基づきパトロールを実施し、その結果を速やかに監督員等に報告するものとする。

また、震度5強以上の地震が発生した場合は、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目」第5条3項1号により、応急対策業務施工者が自主的判断によりパトロールを実施する場合があります、本工事における実施については、監督員の指示によるものとする。

3 前二項に規定する報告については、パトロール実施後、その結果を電話、メール又はFAX等により速やかに監督員等に連絡し、遅延なく「パトロール日誌」（参考様式1）を作成し、監督員に提出するものとする。

4 受注者は、「パトロール日誌」（参考様式1）に次の事項を記載するものとする。

- 一 工事番号
- 二 パトロール実施日、曜日、天候
- 三 パトロール実施者名・会社名
- 四 パトロールの区間・箇所・施設名等
- 五 パトロールの時間
- 六 パトロールの内容
- 七 発注者の指示事項等

(作業の実施)

第3条 受注者は、監督員等からの指示に基づき作業を行い、作業完了後、作業内容を監督員等に報告するものとする。

2 受注者は、監督員等の指示により、緊急な作業が必要な場合は、安全を確認したうえで、速やかにその作業に着手するものとする。

- 3 受注者は、第1項の規定にかかわらず、第三者被害が発生するおそれがあり緊急な作業が必要となる県管理施設の異常を確認した場合は、自主的に第三者の立ち入りを防止する等の応急措置を講ずるとともに、直ちに監督員等に報告するものとする。
- 4 第1項及び前項に規定する報告については、作業完了後、作業内容を電話、メール又はFAX等により速やかに監督員等に連絡し、遅延なく「作業実績報告書」(参考様式2)を作成し提出するものとする。
- 5 受注者は、「作業実績報告書」(参考様式2)の作成にあたり、次の事項を記載するものとする。
- 一 工種
 - 二 作業実施日、曜日
 - 三 作業に要した作業員の種別、編成及び作業時間
 - 四 材料の種類、規格及び数量
 - 五 作業機械の規格、編成及び時間
 - 六 その他作業実績がわかる数量等
- なお、実施した作業内容は、別表1にある作業区分、作業時間帯により5区分に分けることとし、作業実績報告書へ実施作業時間等を記入するものとする。

(工程表の省略)

第4条 受注者は、契約書第3条の規定にかかわらず、工程表の提出を省略することができる。

(施工計画書の提出)

第5条 受注者は、愛媛県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)1-1-1-4の規定によるものとする。

(県管理施設の新設・撤去記録の保存)

第6条 受注者は、標識(案内、警戒、規則)、各種照明灯、反射鏡の新設もしくは撤去を行った時には、別途、監督員が指示する様式に必要事項を記入の上、完成写真(電子媒体)を工事完成時に提出するものとする。

(その他)

第7条 本契約額は、概算であるため契約額が増減する場合がある。

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	8:00～17:00
2	平日時間外	月曜日～土曜日	5:00～8:00 17:00～22:00
3	平日深夜	月曜日～土曜日	22:00～5:00
4	休日昼間	日曜日	5:00～22:00
5	休日深夜	日曜日	24:00～5:00 22:00～24:00

別表-1

注) 国民の祝日に関する法律により定められた「国民の祝日」に作業を行った場合は、平日

時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。

年末年始の期間については、12月29日から1月3日までの間に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。ただし、当該期間中の日曜日に作業を実施した場合は、休日として取り扱うものとする。

参考様式 1

パ ト ロ ー ル 日 誌

課長	係長	担当				工事番号			
						実 施 日 天 候	令和 年 月 日 () 天候 ()		
パトロール 実施者名						会社名			
パトロールの区間・箇所等						パトロール時間			
施設名等						作業区分	作業時間帯	時間数	
						1. 平日昼間	: ~ :		
						2. 平日時間外	: ~ :		
						3. 平日深夜	: ~ :		
						4. 休日昼間	: ~ :		
						5. 休日深夜	: ~ :		
					合 計				
区 分	点 検 内 容					指 示 事 項			
						(指示者名 :)			
						(指示者名 :)			
						(指示者名 :)			
						(指示者名 :)			

※パトロールの状況写真及び異常箇所の状況写真を添付すること。

作業実績報告書

工種:道路パトロール(○人体制) 1回あたり 実施日:○月○日(△曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
道路パトロール	ライトバン	時間	0		平日・時間外 7:00~8:00
		時間	0		平日・昼間 8:00~9:00

工種:側溝等清掃 1回あたり 実施日:△月△日(○曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
土木一般世話役		人	0.00	○人×○時間/○時間	平日・昼間 8:00~17:00(休憩1時間)
普通作業員		人	0.00	○人×○時間/○時間	平日・昼間 8:00~17:00(休憩1時間)
バックホリ運転	平積○m3(山積○m3)	時間	0	運転手は除く	平日・昼間 8:00~17:00(休憩1時間)
ダンプトラック運転	○t積	時間	0	運転手は除く	平日・昼間 8:00~17:00(休憩1時間)

工種:緊急現地調査 1回あたり 実施日:△月△日(○曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
土木一般世話役		人	0.00	○人×○時間/○時間	休日・深夜 1:00~3:00

工種:倒木撤去 1回あたり 実施日:△月△日(○曜日)~△月○日(△曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
土木一般世話役		人	0.00	○人×○時間/○時間	休日・昼間 21:00~22:00
			0.00	○人×○時間/○時間	休日・深夜 22:00~24:00
普通作業員		人	0.00	○人×○時間/○時間	休日・昼間 21:00~22:00
			0.00	○人×○時間/○時間	休日・深夜 22:00~24:00
トラック(クレーン付き)運転	○t積△t吊	時間	0	運転手は除く	休日・昼間 21:00~22:00
			0	運転手は除く	休日・深夜 22:00~24:00
処分費	倒木	t	0	○リサイクル	

工種:建設機械運搬 実施日:△月△日(○曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
貨物車運搬	○t車 ○km	回	0		-

工種:大型土のう設置 実施日:△月△日(○曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
大型土のう	1t土のう	袋	0		平日・昼間 8:00~12:00

愛媛県冬期路面对策工事特記仕様書

本工事の仕様は、「愛媛県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「東予地方局発注土木工事共通特記仕様書」によるほか、この仕様書によるものとする。共通仕様書「**第7編 道路編 第11章 雪寒**」については、この特記仕様書を優先する。

（適用）

本仕様書は、愛媛県が発注する冬期路面对策工事に適用する。

（施工計画書）

共通仕様書の規程に関わらず、施工計画書（緊急時の体制及び対応、その他監督員が提出を指示した事項を除く）の提出を省略することができる。

（安全訓練）

本工事の施工にあたっては、共通仕様書「**1-1-1-26 工事中の安全確保 8. 安全研修・訓練等**」の規定に関わらず、1契約あたり1回、半日以上の時間を割り当て、本工事で想定される工種に即した安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、研修・訓練等は、本工事契約後速やかに実施するものとする。

（工事の実施）

本工事の着工については、共通仕様書「**1-1-1-8 工事の着工**」の規定に関わらず、監督員の指示により行うものとする。

また、施工中において、不都合が生じた場合は、直ちに監督員と協議するものとする。

（作業時間帯による作業区分）

本工事における作業時間帯による作業区分は次表のとおりとする。

国民の祝日に関する法律により定められた「国民の祝日」に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。

年末年始の期間については、12月29日から1月3日までの間に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。ただし、当該期間中の日曜日に作業を実施した場合は休日として取り扱うものとする。

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	8：00～17：00
2	平日時間外	月曜日～土曜日	5：00～8：00 17：00～22：00
3	平日深夜	月曜日～土曜日	22：00～5：00
4	休日昼間	日曜日	5：00～22：00
5	休日深夜	日曜日	24：00～5：00 22：00～24：00

(支給材料)

本工事における支給材料については、共通仕様書「1-1-1-16 支給材料及び貸与物件」の規定によらず、以下のとおりとする。

- (1) 凍結防止剤については、現物支給とし、契約書第 15 条第 1 項に規定する「数量」「引渡場所」「引渡時期」は、監督員の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (3) 受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (4) 受注者は、支給材料を他の工事に流用してはならない。
- (5) 支給材料の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- (6) 支給材料の引渡、返還の際の積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は、設計図書によるものとする。

(一般除雪工)

一般除雪工の開始時期については、監督員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督員に報告しなければならない。

(凍結防止工)

- (1) 受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法、散布量について、監督員の指示を受けなければならない。
- (2) 受注者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
- (3) 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

(道路パトロール)

- (1) 受注者は、監督員の指示のある毎に迅速に道路パトロールを実施し、パトロール終了後直ちにその結果を監督員に報告するものとする。
- (2) パトロールは、安全性を考慮し原則 2 人体制で実施するものとする。ただし、夜間や緊急時等人員確保が困難な場合に限り、1 人体制で実施できるものとする。

(作業完了時の報告)

- (1) 受注者は、除雪等の作業を完了したときは、その都度遅滞なく、監督員に作業完了報告書（報告様式-1、2、3）及び添付写真を提出しなければならない。
- (2) 除雪及び凍結防止剤散布の添付写真は、1 回の作業につき、作業を実施した一連区間の起終点及び中間点における作業前、作業中、作業後の写真各 1 枚ずつとし、同方向から撮影し作業前後の比較対照ができるものとする。作業中の写真は使用機械をすべて確認できるように撮影すること。
- (3) 道路パトロールの添付写真は、1 回のパトロールにつき 1 枚とし、編成人員を確認するため、2 人体制の場合は撮影者が車両と同乗者を撮影、1 人体制の場合は撮影者が車両のみを撮影するものとする。

(参考)

一般除雪工単価表 1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
軽油		ℓ		原動機燃料消費量による
タイヤチェーン損耗費		h	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		建設機械運転労務による 1/T
助手		人		建設機械運転労務による 1/T
土木一般世話役		人		(1/T) /5
機械損料		h	1	
計				

凍結防止工単価表 1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
軽油 又は ガソリン		ℓ		原動機燃料消費量による
タイヤチェーン損耗費		h	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		建設機械運転労務による 1/T
助手		人		建設機械運転労務による 1/T
普通作業員		人		建設機械運転労務による 1/T
機械損料		h	1	
計				

雪道巡回工単価表 1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ガソリン		ℓ		原動機燃料消費量による
一般運転手		人		
土木一般世話役		人		
機械損料		h	1	
計				

電子納品に関する特記仕様書

第1条（適用）

本工事は、電子納品の対象外工事とする。

第2条（工事完成図書の提出）

工事完成図書は、紙媒体で提出する。

記入例

(報告様式-1)

除雪作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇〇年12月24日

積雪年月日	令和〇〇年12月23日	受注者名	(株)〇〇建設	
除雪年月日	令和〇〇年12月24日			
路線名	(一) 直瀬渋草線			
施工箇所	久万高原町前組所藪～渋草竹ノ谷			
積雪量 (cm)	10～20cm	原則10cm以上		
除雪延長 (km)	5km	実際に作業した概ねの延長		
除雪平均幅 (m)	7m	作業区間の概ねの平均幅員		
除雪量 (m3)	5,250m3	(平均積雪量)×(延長)×(平均幅員)		
使用機械名	トラクタショベル	モーターグレーダー	ブルドーザ	バックホウ
稼働時間 (hr)	6.5hr	2台以上の時は合計時間		
作業人員 (オペレータ、交通誘導員除く)	1人			
交通誘導員 (A, Bを記入)	2人 (B)			
備考	9:00～10:30		作業時間記入	
	9:30～12:00 (2台で作業)		作業時刻と稼働時間に整合がとれていること	

(注) 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)



9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

除雪作業状況写真

起 点 部	
作 業 前	<p>作業を実施した一連区間の 起点部、中間点部、終点部 で作成する。</p>
作 業 中	<p>交通誘導員を置いた場合は、そ の状況写真を添付。</p>
作 業 後	

記入例

(報告様式-2)

凍結防止剤散布作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇〇年1月15日

積雪年月日	令和〇〇年1月15日	受注者名	(株)〇〇建設	
作業年月日	令和〇〇年1月15日			
路線名	(一) 美川川内線			
施工箇所	久万高原町黒藤川中津大橋～長崎			
路面状況 (cm)	凍結			
作業延長 (km)	3 km	原則 5km以下		
作業平均幅 (m)	5 m	作業した概ねの延長、平均幅員		
散布量 (袋)	(凍結防止剤) 12袋			
使用機械名	2 t ダンプ	軽トラック		
稼働時間 (hr)	3 hr			
作業人員 (オペレータ除く)	2人			
備考	7:30～11:30 (1hr休憩)		作業時刻と稼働時間に整合がとれていること	
		作業時間記入		

(注) 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)

↓
9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

凍結防止剤散布作業状況写真

起 点 部	
作 業 前	
作 業 中	
作 業 後	

記入例

(報告様式-3)

道路パトロール作業完了報告書

1回毎に記載

令和〇〇年1月15日

積雪年月日	令和〇〇年1月15日	受注者名	株〇〇建設	
作業年月日	令和〇〇年1月15日			
路線名	(一) 落合久万線			
施工箇所	久万高原町直瀬峠～下野尻(国)33号交差点			
積雪量 (cm)	下畑野川狩場～33号交差点 3 cm	(直瀬峠付近) (7 cm)	部分的に凍結	(現在 降雪中)
パトロール延長 (km)	11.5 km	報告時点の気象状況を記載		
除雪平均幅 (m)	作業延長記入(注2参照)			
除雪量 (m3)				
使用機械名	ライトバン	軽トラック		
稼働時間 (hr)	1 hr			
編成人員	2人	編成人員を記載		
備考	7:30～8:30	作業時間(往復)記入		
	寒波接近により実施	作業理由記入 例) 前日の降雪のため〇〇技師の指示による		

(注) 1. 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)



9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

2. 除雪が必要な場合はパトロールを中止して作業を始めてください。

例) 起点より1km地点で積雪量10^{cm}以上となった。

→パトロールを中止し除雪作業開始

道路パトロール作業状況写真

道路パトロール(2人体制)	
作 業 中	<div data-bbox="1082 376 1425 472" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2人体制か1人体制か 記入する。</div>

地下埋設物等特記仕様書

1. 本工事の実施においては、地下埋設物管理者(占有者)及び道路等の施設管理者(許可者)の双方に照会して情報を収集するとともに、現地調査を行って、地下埋設物をもれなく把握するよう努めること。
なお、地下埋設物が存在する可能性がある場合は、施工前に地下埋設物管理者(占有者)と十分に連絡調整を行い、地下埋設物確認書を作成のうえ、施工計画書に添付し提出すること。業務の場合は、設計成果にも添付すること。

地下埋設物の主な確認先としては以下に示すとおりである。

例)

上水道・簡易水道・下水道・電力(四国電力・住友共同電力)・ガス・通信施設(NTT・NTTドコモ・NTT-COM・KDDI・ソフトバンク・CATV・STNet・ハートネットワーク・有線放送等)・工業用水・温泉管・農業用水・公安委員会・国土交通省・市・道路等管理用設備・共同溝・CCBox等

2. 地下埋設物の周辺で施工する場合や、地下埋設物の位置等が特定されていない場合、周囲の状況から設計図書に示されていない地下埋設物の存在が予想される場合は、現地の地下埋設物と設計図書の表示が一致しない場合があることに留意し、施工に先立ち、必ず試掘等を行い、発注者、受注者、地下埋設物管理者(占有者)の三者が立会し、地下埋設物の種類、位置、規格、構造等を目視により確認するとともに、施工方法等の対応を協議すること。
なお、状況に応じて施工中も随時、立会・確認等を行うこと。
3. 施工中に新たな地下埋設物を発見した場合や、施工により地下埋設物を破損した場合は、直ちに地下埋設物管理者(占有者)及び監督員に連絡すること。
4. 地下埋設物の確認・保護のため、掘削工、試掘工、及び、土留工等が必要となった場合は監督員と協議を行い、監督員が必要と認めた場合は必要経費を計上することができるものとする。

地下埋設物確認書

下記工事(業務)を施工するので地下埋設物件について確認をお願いします。

●照会元記入

確認申請者名(受注者):

印

(TEL: — —)

(FAX: — —)

1 照会年・月・日: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 工事(業務)名:

3 路線名等:

4 施工箇所: (別添図)

5 施工時期: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

●照会先記入

地下埋設物 管理者	地下埋設物の確認		特記事項 (試堀・立会等の要否)
	埋設されております。	埋設されておられません。	
	埋設物: 確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	確認者: (TEL:) 確認日: 令和 年 月 日	

- ① 地下埋設物の確認: 地下埋設物管理者として、施工区間(場所)が既占用物件に影響を与えるか否かを明確にする。
- ② 埋設物: 既地下埋設物である管路またはマンホール等と明記する。(深度・条数・個数等は省略)
- ③ 確認者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記(簡略)する。
- ④ 特記事項: 地下埋設物管理者として、施工者等に対して要請(要望)等すべき事項を明記する。

災害対策基本法に基づく車両移動に関する特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、大規模災害の発生や大雪等により、放置車両や立ち往生車両によって緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず、被災現場までのルートを確認するための措置として、各地方局建設部長、各土木事務所長が災害対策基本法(以下「災対法」という。)第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を行い、道路啓開を行う場合に適用する。

2. 啓開作業の内容

受注者は、災対法第76条の6の措置を委託された者として、発注者に代わり以下の啓開作業を行うことができるが、発注者の指示により行うものとする。

(1) 指定道路区間の周知

立て看板(様式1)を設置する。設置場所は発注者の指示による。

(2) 車両等の移動

① 運転者への命令による移動

災対法に基づく措置であることを説明した上で、運転者に対し命令内容を伝える。説明等の方法は、書面(様式2)の配布とするが、口頭(様式3)で行うことも可能とする。

運転者への命令の内容としては、以下の措置を想定している。

- ・道路の左側、歩道への移動
- ・車間を詰める、空いたスペースへの移動
- ・沿道の空き地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の撤去、再積載

② 道路管理者による車両等の移動

道路管理者は、次の3つのケースにおいて、①記載の措置を行うことができる。受注者は、これらに該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、車両移動等の措置を行うものとする。

(i) 車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

運転者等は車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等を想定する。

繰り返し移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行う。通知方法は、書面(様式4)を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

(ii) 運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

運転者等が車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合等を想定する。

運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等の所定の手続きを行い、移動を行う。

- (iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

車両等が連坦し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等においても移動ができない場合等を想定する。

その場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行うものとする。通知方法は、書面（様式4）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

(3) 車両等を移動した際の掲示

運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両を移動する場合は、移動した車両等に移動理由、連絡先等を掲示（様式5）するものとする。

なお、一定距離以上（原則として50m以上）車両等を移動させた場合または道路外への移動の場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示（様式6）するものとする。

(4) 車両等の移動記録

受注者が車両等を移動する場合は、記録票（様式7）を作成するとともに、移動の前後の状況を写真又はビデオ等に記録すること。（破損に対する補償を行う際等の資料として必要となる。）

また、当該記録については、盗難等の問合せへの対応などに必要であるため、発注者に対し速やかに提出するものとする。

(5) 土地の一時使用

道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、災対法第76条の6第4項に基づきその必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとされている。上記に該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に使用するものとする。

他人の土地の一時使用等は、これによる所有者及び使用者の損失や影響が最小限となるよう行わなければならない。

対象となる民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は、口頭により道路啓開のため使用する旨を説明（様式8）するものとする。

所有者及び使用者が容易に見つからない場合、もしくは、同意が得られない場合には、同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由・連絡先等を掲示（様式9）する。

民地の一時使用等を行った場合は、事後に補償が必要となる場合もあるため、記録票（様式10）を作成するとともに、一時使用場所の使用前後の写真等の記録を残しておく。

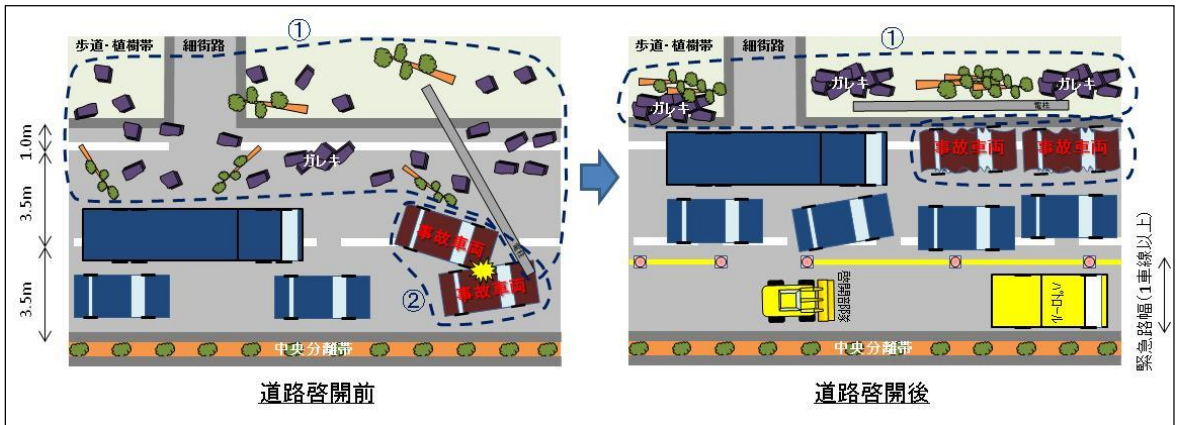
3. 車両移動命令及び車両移動措置に際しての手順及び留意事項

(1) 車両移動のオペレーション

移動については、以下を参考とし、現場にて判断する。

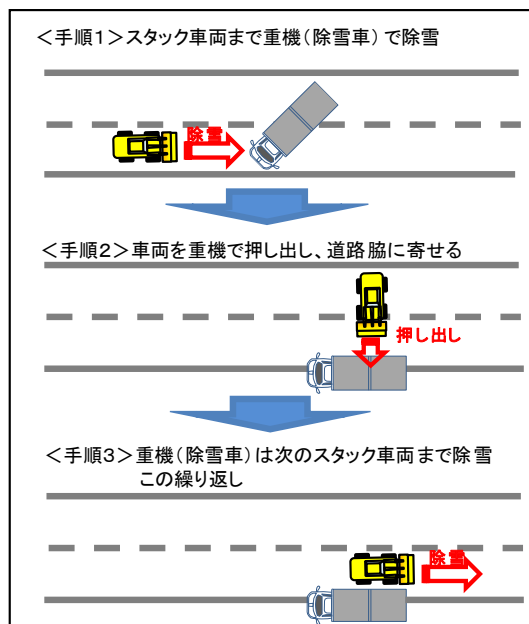
○大規模災害を想定したオペレーション

- ・緊急通行車両の通行のため、1車線以上を確保する。
- ・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民地を一時使用する。



○大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション

- ・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。
- ・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



(2) やむを得ない限度の破損

車両等の移動の際には、必ず発注者と相談すること。

車両等移動に伴い生じるやむを得ない限度の破損は、

- ・ ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破損
- ・ 重機で持ち上げる際の擦り傷や凹み
- ・ 駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損

等が想定される。

「やむを得ない限度の破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損個所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置をすること。

(3) 損失補償

啓開作業に伴い生じる以下の損失（やむを得ない限度の破損に限る。）については、その補償手続きを含め発注者が対応する。該当事案が発生した場合は速やかに発注者へ報告するものとする。

- ・ 破損車両に係る補償
- ・ 土地の一時使用に係る補償
- ・ 竹木等の処分に係る補償

(4) 車両等の移動時におけるトラブル対応等

車両等の移動方法は、現場での対応者が判断することとなるが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、発注者に相談して実施するものとする。

なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、発注者に連絡し対応を相談するほか、必要に応じ、警察に通報する等の対応を行うものとする。

(5) その他留意事項

レッカー車やホイールローダなどによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないよう行う必要がある。トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じ、注意して移動を行うものとする。ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

4. 啓開作業に係る身分証明書

発注者からの指示等において当該特記仕様書に基づく啓開作業を行う場合は、発注者が付与する身分証明書（様式11）を携行するものとする。

5. 啓開作業に係る費用

啓開作業に要する費用は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

緊急通行車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行止め

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所
問い合わせ先:〇〇〇〇

緊急通行車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行ご遠慮ください

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所
問い合わせ先:〇〇〇〇

(様式2)

○年○月○日

運転者各位

愛媛県○○地方局
○○土木事務所長

災害対策基本法第76条の6第1項の
規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急通行車両の通行のため、速やかに車両を指定区間以外の場所か職員の指示する場所に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：○○地方局○○事務所管理課

電話○○(○○)○○○○

(様式3)

車両移動命令を行う際の発言例

- ・ 愛媛県〇〇事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ この道路は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、速やかに車両を指定区間の外か、〇〇に移動してください。

※ 移動の指示は、現場の状況により、歩道上、道路左側へ寄せる、前の車両との車間を詰める等とする。

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

- 緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- 当方により移動を行いますので、車両から離れてください。

愛媛県〇〇地方局
〇〇土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県〇〇土木事務所管理課
電話番号: 〇〇-〇〇〇

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：○月○日 ○○時

移動先：—

移動車両：車名、ナンバー

愛媛県○○土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県○○土木事務所管理課

電話番号：○○-○○○

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：○月○日 ○○時

移動先：○○○○

移動車両：車名、ナンバー

愛媛県○○土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県○○土木事務所管理課

電話番号：○○-○○○

(様式7)

車両移動記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇）に移動（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者（〇〇建設（株））

状況写真	
移動前	
移動後	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇
-----	------------

(様式 8)

民地の一時使用等を行う際の発言例

- ・ 愛媛県〇〇土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ 県道〇〇線の〇〇から〇〇の間は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両等を移動しているところですが、その移動先がないことから、〇〇の土地を一時的に使用させていただきます。

災害対策基本法に基づく 土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第4項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時: ○月○日 ○○時

利用目的: 放置車両の保管

愛媛県○○土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県○○土木事務所管理課

電話番号: ○○-○○○

(様式10)

土地の一時使用記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設（株）
連絡先	愛媛県〇〇土木事務所管理課 TEL：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

状況写真	
使用前	
使用后	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇
-----	------------

(様式11)

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇(株)

住 所：〇〇〇〇

上記の者は、■■に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

発行日：〇〇年〇〇月〇〇日

発行者：愛媛県〇〇土木事務所長

印

■■の例

(災害の場合) 〇道維第〇号(国) 〇号道路維持工事 工事請負契約

(大雪の場合) 〇冬対第〇号(国) 〇号冬期路面对策工事 工事請負契約